

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 7 の第14号

監 査 の 対 象：令和 6 年度監査委員監査 行旅死亡人に関する事務

所 管 所 属：浪速区役所

通 知 日：令和 7 年 5 月 2 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	身元が判明した場合の相続人等への通知に係る手続について改善を求めたもの 今回の監査において、相続人等への通知及び費用弁償請求の状況について調査したところ、浪速区役所は、身元が判明している行旅死亡人 1 件について、警察署から、生存遺族である兄 2 名のうち 1 名は引取りを拒否し、もう 1 名は連絡が取れないとして、遺体の引渡しの際に連絡が取れなかった遺族の住所について情報提供を受けていたが、行旅死亡人に関する通知は行っていなかった。 浪速区役所によれば、警察署から引き継がれた時点で引取者がいないことは十分調査できていると考え、区役所が更に遺族と連絡を取らなければならないとの認識がなかったとのことであった。また、相続人等への通知や費用弁償請求に係る事務処理について、担当課において組織的な管理はされていなかった。 【指摘事項】 2. 浪速区役所は、住所が判明しているにもかかわらず連絡を取っていない遺族に対し、速やかに必要な通知を行われたい。また、担当職員に対し、身元が判明している行旅死亡人の相続人等への通知や費用弁償請求に係る事務処理について改めて周知徹底するとともに、必要な事務手続が確実に行われるよう、組織的に管理する仕組みを構築し、運用されたい。	住所が判明しているにもかかわらず、連絡を取っていなかった遺族に対して、令和 7 年 3 月 14 日に行旅死亡人として取り扱った旨の通知及び費用弁償請求に係る通知を送付した。 行旅死亡人の事務については、原則、福祉局作成の「行旅死亡人取扱事務の手引き」を活用し、受付面接担当職員が担当している。しかし、発生件数が少なく、事務の継承が進んでいないことを鑑み、福祉局作成のチェックシートの項目をさらに細分化した区独自の「チェックシート」及び人事異動の際の「引継ぎメモ」を作成し、令和 7 年 2 月 28 日に担当者に対して、「3 月以降は作成したチェックシートを使用し事務を処理すること」及び「人事異動などで担当者変更となる場合には、『引継ぎメモ』を基に、福祉局作成の事務手引きやチェックシートのほか、区独自のチェックシートも用いて事務を進めるよう引継ぎすること」を指示・説明した。 今後は案件が発生後、記載したチェックシート等を回議し、課長・課長代理・担当職員全てで進捗を確認する組織的な対応を行うことにより、事務処理を漏れなく、迅速・円滑に進めていく。	措置済	令和 7 年 3 月 14 日